

第8 防灾对策

第 8 防 災 対 策

1 災害の発生状況

令和 2 年の災害発生状況は次のとおりである。

〔大雨等による被害〕

7 月 25 日、活発な積乱雲が通過した三郷市付近では突風が発生し、住家の瓦が飛散する等の被害が発生した。一部破損 77 棟、床下浸水 2 棟の被害が発生した。

また、8 月 12 日、関東甲信地方で暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、大気の状態が不安定となり、大雨や雷雨となった所があった。一部破損 1 棟、床上浸水 68 棟、床下浸水 54 棟の被害が発生した。

2 防災行政無線の整備

(1) 県防災行政無線

県と市町村、防災関係機関を結ぶ県防災行政無線については、地上系固定局 243 局、地上系移動局 264 局、衛星系地球局 178 局を設置し運用している。

(2) 市町村防災行政無線

市町村と住民を結ぶ市町村防災行政無線を整備済みの市町村は、令和 3 年 3 月 31 日現在で 58、整備率は 92%となっている。

3 食料・生活物資等の備蓄

県と市町村で、避難所の避難者（54,180 人）が必要とする物資について、3 日分以上の備蓄を行っている。（令和 3 年 4 月 1 日現在）

県では、防災基地等の倉庫に缶入パン 295,896 食、アルファ米 799,800 食などの食糧をはじめ、ペットボトル飲料水、生活必需品、医薬品等を備蓄している。

4 自主防災組織等の整備

発災時において、被害の防止、軽減を図るため、住民が自主的に活動する自主防災組織は全市町村で結成されており、その組織率は、91.9%（令和 3 年 4 月 1 日現在）となっている。

5 防災会議の開催

地域防災計画の修正等を審議するため、21市町村で、30回の防災会議が開催された。

6 地域防災計画の修正

11市町村で地域防災計画の修正が行われた。

7 防災訓練の実施

県では災害に備えて例年自治体と共催で九都県市合同防災訓練を実施している。令和2年度は川口市との共催により実働訓練を実施した。例年行う大規模災害時対応図上訓練は新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった。

また、県内各市町村では、49市町村で、延べ372回の防災訓練が実施された。

8 避難体制

災害対策基本法の一部改正により、避難所は切迫した災害の危険から逃れるための「指定緊急避難場所」と、一定期間滞在し避難者の生活環境を確保するための「指定避難所」に区別された。現在、各市町村において指定が進められている。

また、住民に対する避難指示等の伝達方法は、防災行政無線、広報車による巡回、サイレン吹鳴のほか、自主防災組織を通じ周知する方法や防災情報メールなどの方法が組み合わされて用いられている。